

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	富士電機株式会社			コード	6504
提出日	2020/7/21	異動（予定）日	2020/8/6		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	丹波 俊人	社外取締役	○										○					有
2	立川 直臣	社外取締役	○										△	△				有
3	林 良嗣	社外取締役	○													○		有
4	平松 哲郎	社外監査役	○										△					有
5	高岡 洋彦	社外監査役	○										△				新任	有
6	勝田 裕子	社外監査役	○										△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	丹波 俊人氏が取締役を務める東京センチュリー㈱および同氏が代表取締役副社長を務めていた伊藤忠商事㈱と当社の間には取引関係があり、2019年度における東京センチュリー㈱との取引金額は約36億円、伊藤忠商事㈱との取引金額は約1億円です。	上場会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的・多面的見地に基づく助言、提言などにより、経営監督機能の強化および業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保の役割を担っていただいております。 また、当社の主要取引先の業務執行者でないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める基準に該当するものではありません。 なお、当社と東京センチュリー㈱および伊藤忠商事㈱の間には営業取引関係がありますが、2019年度における当社の両社に対する売上高、および両社の当社に対する売上高はともに、左記のとおり当社または両社の総売上高の1％未満であります。
2	立川 直臣氏が取締役を務めていた古河電気工業㈱および同氏が取締役社長を務めていた東京特殊電線㈱と当社の間には取引関係があり、2019年度における古河電気工業㈱との取引金額は約7億円、東京特殊電線㈱との取引金額は約3百万円です。 また、東京特殊電線㈱において当社出身者1名が社外取締役に就任しております。	上場会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的・多面的見地に基づく助言、提言などにより、経営監督機能の強化および業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保の役割を担っていただいております。 また、当社の主要取引先の業務執行者でないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める基準に該当するものではありません。 なお、当社と古河電気工業㈱および東京特殊電線㈱の間には営業取引関係がありますが、2019年度における当社の両社に対する売上高、および両社の当社に対する売上高はともに、左記のとおり当社または両社の総売上高の1％未満であります。
3		当社の経営方針に関連の深い環境工学の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的・多面的見地に基づく助言、提言などにより、経営監督機能の強化および業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保の役割を担っていただいております。 また、当社から多額の金銭等を得ている事実はないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める基準に該当するものではありません。
4	平松 哲郎氏が取締役副頭取を務めていた㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）と当社の間には金銭借入等の取引関係があり、2019年度末における㈱みずほ銀行からの借入金残高は約150億円です。	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会、監査役会において客観的・専門の見地から当社の経営全般に関し有用な助言、提言を行うなど、経営監督機能の強化および意思決定の妥当性・適法性の確保に寄与しております。 また、当社の主要取引先の業務執行者でないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める基準に該当するものではありません。
5	高岡 洋彦氏が常任監査役を務めていた横浜ゴム㈱と当社の間には取引関係があり、2019年度における横浜ゴム㈱との取引金額は約3億円です。	企業経営者としての豊富な経験と高い見識とともに、上場会社の常任監査役等を歴任され、専門知識を有しており、取締役会、監査役会において客観的・専門の見地から当社の経営全般に関し有用な助言、提言をいただくことにより、経営監督機能の強化および意思決定の妥当性・適法性の確保に寄与いただけるものと考えております。 また、当社の主要取引先・主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める項目に該当するものではありません。 なお、当社と横浜ゴム㈱の間には営業取引関係がありますが、2019年度における当社の同社に対する売上高、および同社の当社に対する売上高はともに、左記のとおり当社または同社の総売上高の1％未満であります。
6	勝田 裕子氏がチーフ・プライバシー・オフィサーを務めていた日本アイ・ピー・エム㈱と当社の間には取引関係があり、2019年度末における日本アイ・ピー・エム㈱との取引金額は約6百万円です。	弁護士として、企業法務案件に多数関与した経験に基づき、取締役会、監査役会において客観的・専門の見地から当社の経営全般に関し有用な助言、提言をいただくことにより、経営監督機能の強化および意思決定の妥当性・適法性の確保に寄与いただけるものと考えております。 また、当社から多額の金銭等を得ている事実はないなど、独立性に関し金融商品取引所が定める基準に該当するものではありません。 なお、当社と日本アイ・ピー・エム㈱の間には営業取引関係がありますが、2019年度における当社の同社に対する売上高、および同社の当社に対する売上高はともに、左記のとおり当社または同社の総売上高の1％未満であります。

4. 補足説明

当社は、東京証券取引所をはじめとした国内金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有すると判断します。
①主要株主 当社の主要株主（議決権保有割合10%以上の株主）またはその業務執行者である者
②主要取引先 当社の取引先（弁護士、公認会計士もしくは税理士その他のコンサルタントまたは法律事務所、監査法人若しくは税理士法人その他のコンサルティング・ファームを含む）で、過去3事業年度において毎年、取引額が当社または相手方の年間連結総売上高の2％を超える取引先またはその業務執行者である者
③メインバンク等 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはそれらの業務執行者である者
④会計監査人 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員等である者
⑤寄付先 過去3事業年度において毎年、1,000万円を超えかつその年間総収入の2％を超える寄付を当社から受けている組織の業務執行者である者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。